

遺伝子組換え食品に関するカタログ紙面表示変更

2023年4月から遺伝子組換え食品の表示制度が変わります

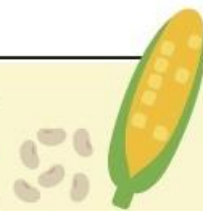
食品の遺伝子組換え情報について、消費者にとってわかりやすい表示をめざし国の制度が一部改正され「遺伝子組換えでない」と表示できる条件が厳しくなります。

「遺伝子組換えでない」表示は義務ではなく任意でできる表示です。現行では9品目の農産物とこれらを原材料とした加工食品が対象となっています。また、遺伝子組換えのない「大豆・とうもろこし」に限り分別生産流通管理をして、遺伝子組換え原料を意図せざる混入率5%以下に抑えている場合に、他の農産物とは違い「遺伝子組換えでない」の表示ができます。

今回の改正では、「**遺伝子組換えでない**」と表示できるのは、**遺伝子組換え原料の混入がないと認められる場合のみ**となります。

ただし、**大豆・とうもろこしに限り**分別生産流通管理※1をして、遺伝子組換え原料を**意図せざる混入率5%以下に抑えている場合には「分別生産流通管理済み」**である旨の表示ができます。

※1分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物の混入を防ぐため、生産・流通・製造加工の各段階で、遺伝子組換え農産物と分けて管理すること。



これにともない、3月4回よりいずみ市民生協の商品カタログ紙面の表示も変更となります。
今後、遺伝子組換え表示を改善し、出来るだけ多くの情報を記載するようにします。

1 遺伝子組換え紙面表示対象

- 商品包材一括表示の原材料欄に遺伝子組換え表示のあるものが対象となり紙面へ記載します。
- その際、対象原料もわかりやすいように表示します。

現行)原料:遺伝子組換えでない
新)大豆:分別生産流通管理

2 ナチュラルブラン natural plein商品の紙面表示対象

- natural plein(ナチュラルブラン)商品の一括表示欄に記載されている原料すべての表示は今まで通りですが、加えて主原料[遺伝子組換え表示のある一番目(最も重量の多いもの)]の遺伝子組換え表示を、商品名の近い箇所に別途表示します。
- 独自表示対象原材料(法的には義務表示ではない)、「**醤油・大豆油・なたね油・綿実油・コーン油・コーンフレーク**」についても表示対象としています。

3 表示対象外商品

- 主原料でない添付のタレなど別添付具材や揚げ油などは表示対象としないこととします。

4 ナチュラルブラン natural plein商品以外の紙面表示

- natural plein商品以外(バスケット内いずみ独自調達商品)については、主原料[遺伝子組換え表示のある一番目]の遺伝子組換え表示を、商品名の近い箇所に別途表示します。
- 上記以外の商品は、「**豆腐・油揚げ・納豆・味噌**」を基本的に商品名の近い箇所に別途表示します。



5 カタログ紙面への表示のしかた

- カタログ紙面への表示は、「**遺伝子組換えでない**」「**分別生産流通管理**」「**遺伝子組換え不分別**」「**遺伝子組換え**」のいずれかの表示を行います。
- 「大豆」と「とうもろこし」にのみ、商品包材に「**分別生産流通管理済み**」などと表示されている商品については「**分別生産流通管理**」と表示します。

551	冷蔵	次4月 回3回	〇〇食品
絹ごし豆腐			本体
300g			250円
大豆:分別生産流通管理 [原産国日本]			
原材料/大豆(国産、分別生産流通管理済み)/凝固剤(塩化マグネシウム)			

カタログ紙面の例

※遺伝子組換え原料(大豆)が意図せざる5%以下混入していた場合の表示例

現行	今後
625 冷蔵 絹ごし豆腐 300g	625 冷蔵 絹ごし豆腐 300g
原料:遺伝子組換えでない	大豆:分別生産流通管理
	※具体的な原材料名を記載します

いずみ市民生協の遺伝子組換え食品に対する考え方

- 「**遺伝子組換え食品は、安全性が確認されたものしか流通できないようになっています。**」
- 食品中の化学物質(食品添加物・残留農薬・動物用医薬品)同様に、食品安全行政のもとでリスク管理されています。
- 「**許可された遺伝子組換え作物・食品の取り扱いに制限を加えることはしません。**」

「**カタログ紙面や売り場では、消費者が選択できるように表示をします。**」
表示は、健康被害防止が目的ではなく、消費者の選択を保障することが目的です。